

令和3年分年末調整のご案内

本年も残りわずかとなり、年末調整を行う時期となりました。

商工会で事務代行を希望される方は、**12月24日（金）**までに、下記資料を商工会にご持参ください。

※給与支給日が月末の場合は年明け**1月5日（水）**までに

令和3年分から扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類の押印が不要になりました。

なお、源泉所得税の納付期限は1月20日（木）で、納付額が0円でも税務署に報告が必要です。

【必要書類】 ※揃った書類は☑マークをつけてご活用ください。

7月～12月分の給与明細又は源泉徴収簿（賞与含む）

税務署から届いた書類一式 ※以下は全て従業員さんに記入してもらってください。

令和3年分保険料控除申告書・控除証明書

令和3年分住宅借入金等特別控除申告書・住宅借入金残高証明書（2回目以降の方）

令和3年分基礎控除等申告書

令和3年分配偶者控除等申告書

令和3年分所得金額調整控除申告書

令和4年分扶養控除等（異動）申告書

法定調書合計表

給与支払報告書（市役所から届いた書類）

従業員の方で次の異動があった場合にはお知らせください

出産・結婚・離婚・就職

寡婦・寡夫（配偶者を亡くした方）の該当の有無

本年に住居を新築・購入した

令和3年分所得税確定申告のご案内

決算事務代行を希望される方は、**1月29日（金）**までに、下記資料を商工会にご持参ください。

受付期限を過ぎた場合は期限内申告およびe-tax申告をお約束できません。

【必要書類】 ※揃った書類は☑マークをつけてご活用ください。

記帳機械化をご利用の方

1月～12月分の日計表又は現金出納帳等

1月から12月分の事業用通帳の写し

記帳機械化以外の方

令和3年の収支が分かる書類（パソコンや電卓を使用して作成した現金出納帳・集計表など）

※必ず集計表まで作成してください。

以下は全て共通の書類です

営業所得以外に不動産、農業、一時所得（保険満期金他）などあれば、それらの関係書類

源泉徴収票（公的年金受給者、給与所得者）

控除証明書（生命保険や損害保険など）

令和3年分住宅借入金等特別控除申告書・住宅借入金残高証明書

固定資産の取得・喪失にかかる書類（請求書・領収書など）

商品（材料）棚卸表

売掛金、買掛金、未払費用等の一覧

分離・譲渡・贈与等の特殊な申告がある方は、後日ご案内する商工会の顧問税理士による無料相談日にお越しください。

松江市内3商工連携事業 「インボイス対策セミナー」のご案内

【日 時】令和4年1月20日(木) 14:30~16:00
 【会 場】東出雲町商工会 2階会議室
 【講 師】税理士法人矢尾井会計 代表社員税理士 矢尾井敏廣 氏
 【受 講 料】無料
 【申込方法】別紙案内チラシ兼受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX 等でお申込みください。

島根県事業継続給付金

(飲食店等事業継続・中小企業等事業継続)

申請期限：令和4年1月31日(月)

コールセンター：TEL 0120-168-025

対応時間：9時~17時

(土日祝日、年末年始(12/29~1/3)は除く)

松江市事業継続支援給付金

申請期限：令和3年12月10日(金)

※当日消印有効

問い合わせ：松江市産業経済部商工企画課

TEL：0852-55-5036



事務局より
 年末年始閉館のご案内

12月29日(水)~1月3日(月)の間は閉館いたします。
 1月4日(火)は通常どおり8時30分から開館いたします。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の
 福利厚生をサポートします!

●会 費：一人月額1,000円(年間12,000円)

○ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー 1,000円~10,000円割引	5年に1度 永年勤続 5,000円~10,000円給付	健康診断6,000円補助	宿泊付き 忘新年会2,000円補助
割引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船1,000円割引	抽選で お食事割引券 1,000円プレゼント
隔年 熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

退職金の準備を中小機構がお手伝いします
 安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
 自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。
 契約者貸付けの利用が可能
 共済金の受給権は差押禁止
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについての質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
 24時間いつでもチャットで質問可能です
 小規模企業共済

